

▼表3-4-1-2 大気汚染防止法に基づく規制

【環境対策課】

平成26年3月31日現在

規制内容	規制の項目等	備考
ばい煙発生施設 (ボイラー、廃棄物焼却炉等、33種類)	<p>○硫黄酸化物:K値規制(ばい煙の排出口の高さに応じて排出量の許容量を定めて規制) $q = K \times 10^{-3} \times H e^2$ q : 硫黄酸化物の許容量(Nm^3/h) He : 補正された排出口の高さ(m) K : 県内は地域ごとに3段階で設定 K = 7.0(仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町) K = 11.5(石巻市、矢本町、名取市、岩沼市、柴田町) K = 17.5(その他の地域)</p> <p>○ばいじん:排出濃度規制(ばい煙発生施設の種類及び規模ごと)</p> <p>○有害物質(かドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物):排出濃度規制(物質の種類及び施設の種類ごと)</p>	* 地域は昭和51年9月1日に おける行政区画によって表示 されたもの
揮発性有機化合物排出施設 (VOC溶剤の乾燥施設等9種類)	○揮発性有機化合物:排出濃度規制	
一般粉じん発生施設 (コークス炉等、5種類)	○施設の構造・使用・管理に関する基準(フード、集じん機、散水設備等の設置等)	*「一般粉じん」とは特定粉 じん以外の粉じんをいう。
特定粉じん発生施設 (解綿用機械等、9種類)	○敷地境界基準(濃度基準)	*「特定粉じん」とは石綿で ある。
特定粉じん排出等作業	○作業基準(作業室の入口に前室の設置等)	
指定物質排出施設 (ベンゼンの乾燥施設等11種類)	○指定物質抑制基準(排出濃度規制)	* 指定物質とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン * 届出制度なし
その他	○季節による燃料の使用に関する措置(事業場の暖房等の影響により冬季に大気汚染が 悪化するおそれのある仙台市中心部においては、法律に基づき冬季間の使用燃料の硫黄 分の0.7%以下に規制している。)	